

事務局)

整理番号1番、西南地区、申請地は「大原 []」、地目田、面積 []m²外 []筆、合計面積 []m²です。売買による所有権移転の案件です。譲渡人は、大原 []、[]、譲受人は、二之宮 []、[]、自作地 []m²です。

譲受人は、水稻の栽培を行う専業農家です。当地を取得し、経営規模の拡大を図りたく、申請するものです。取得後も、引き続き水稻を栽培する計画です。

審査したところ、農地法第3条第2項の各号の許可要件を全て満たしていると判断いたします。

次に、整理番号3番、豊田地区、申請地は「海老塚 []」、地目田、面積 []m²です。贈与による所有権移転の案件です。譲渡人は、天龍 []、[]、譲受人は、海老塚 []、[]、自作地 []m²です。

譲受人は、水稻と花卉の栽培を行う専業農家です。自作地隣接の当地を取得し、経営基盤の安定化を図りたく、申請するものです。取得後も、引き続き水稻を栽培する計画です。

審査したところ、農地法第3条第2項の各号の許可要件を全て満たしていると判断いたします。

議案書2ページをご覧ください。

整理番号4番、豊岡地区、申請地は「上神増 []」、地目畑、面積 []m²外 []筆、合計面積 []m²です。売買による所有権移転の案件です。

譲渡人は、上神増 []、[]、譲受人は、加茂 []、[]、借入地 []m²です。

譲受人は、主に青梗菜ととうもろこしの栽培を行う、専業農家です。当地を取得し、経営基盤の安定化を図りたく、申請するものです。取得後もきゅうり、なす等の一般野菜を栽培する計画です。

担当農業委員さんからも、特に問題なしとの報告をいただいております。

審査したところ、農地法第3条第2項の各号の許可要件を全て満たしていると判断いたします。

次に、整理番号5番、豊岡地区、申請地は「掛下 []」、地目畑、面積 []m²外 []筆、合計面積 []m²です。売買による所有権移転の案件です。譲渡人は、浜松市中区 []、[]、譲受人は、神増 []、[]、自作地 []m²、借入地 []m²、貸付地 []m²です。

譲受人は、主に水稻と路地野菜の栽培を行う、認定農業者です。借入地隣接の当地を取得し、経営規模の拡大を図りたく、申請するものです。取得後は水稻と白ねぎを栽培する計画です。

担当農業委員さんからも、特に問題なしとの報告をいただいております。

審査したところ、農地法第3条第2項の各号の許可要件を全て満たしていると判断いたします。

以上で事務局の説明を終わります。

議長)

地元の委員から、事務局の説明に、何か補足説明はありませんでしょうか。補足のある方は、挙手をお願いします。

(補足説明なし)

それでは、質疑に入ります。発言のある方は、挙手をお願いします。なお、質問、意見等を発言される場合は、議席番号と氏名を言ってから発言するようお願いいたします。

(質問、意見なし)

質疑等もないようですので、採決を取ります。議案第37号「農地法第3条の規定による許可について」の

案件につきまして、許可することに賛成の方は、挙手願います。

(挙手多数)

賛成多数ですので、許可することに決定いたします。

次に、議案第 38 号「農地法第 4 条の規定による許可について」を議案として上程します。事務局から説明を求めます。

事務局)

議案書 3 ページをご覧ください。

議案第 38 号「農地法第 4 条の規定による許可について」農地を農地以外のものにしようとする農地法第 4 条の規定により、次のとおり申請があったので審議を求める。

令和 2 年 11 月 16 日提出 磐田市農業委員会会長 大箸 千賀子

整理番号 1 番、福田地区、申請地は「南島 ■■■■」、地目畑、面積 ■■■■ m²です。申請人は、南島 ■■■■、■■■■、転用目的は、普通車 ■■■■ 台分の ■■■■ 駐車場で碎石敷きです。

申請人は、申請地北側で ■■■■ 駐車場が不足しており、■■■■ 要望により駐車場として整備し貸し駐車場として転用したく、申請するものです。

駐車場の規模、配置計画は適当、資金計画も妥当と思えること。雨水は、東側及び北側道路側溝に流すことから、周辺農地への影響は、軽微と思えること。

担当農業委員さんからも、特に問題なしとの報告をいただいております。

立地基準は、申請地から概ね 500m 以内に 2 以上の公共施設があり、前面道路に 2 以上のライフラインがあることから、第 3 種農地に該当し、許可相当と判断いたします。

次に整理番号 2 番、豊田地区、申請地は「宮之一色 ■■■■」、地目田、面積 ■■■■ m²です。申請人は、宮之一色 ■■■■、■■■■、転用目的は、普通車 ■■■■ 台分の自己用駐車場、普通車 ■■■■ 台分の来客用駐車場、普通車 ■■■■ 台分の貸駐車場、碎石敷きです。

申請人は、申請地西側 ■■■■ m に家族で居住していますが、自己用駐車場および近隣住民への貸し駐車場として転用したく、申請するものです。

駐車場の規模、配置計画は、適当、資金計画も妥当と思えること。雨水は、地下浸透とすることから、周辺農地への影響は、軽微と思えること。

担当農業委員さんからも、特に問題なしとの報告をいただいております。

立地基準は、申請地から概ね 500m 以内に 2 以上の医療施設があり、前面道路に 2 以上のライフラインがあることから、第 3 種農地に該当し、許可相当と判断いたします。

以上で事務局の説明を終わります。

議長)

地元の委員から、事務局の説明に、何か補足説明はありませんでしょうか。補足のある方は、挙手をお願いします。

■■■番 ■■■■委員)

整理番号 1 番の土地は、戦前から火のみ櫓や消防小屋として使われていたので、宅地か雑種地と思っていた、急に転用が出てきて驚いた。

登記簿上は田、農地となっているということで良いか。

事務局)

登記簿上は、現在も田のままとなっています。所有者も■■■■■となっています。

■番 ■■■委員)

自治会、部落がしっかり管理していなかったということだと思います。

事務局)

どのような形で貸し借りとなっていたかは、今の時点では判りませんが、話し合いの中で使用していたものと思われます。

議 長)

それでは、質疑に入ります。発言のある方は、挙手をお願いします。

■番 ■■■委員)

火のみ櫓や消防小屋のある場所を駐車場にすると、地元で困らないか。

事務局)

現地はすでに更地になっています。

議 長)

質疑等もないようですので、採決を取ります。議案第 38 号「農地法第 4 条の規定による許可について」の案件につきまして、許可することに賛成の方は、挙手願います。

(挙手多数)

賛成多数ですので、許可することに決定いたします。

次に、議案第 39 号「農地法第 5 条の規定による許可について」を議案として上程します。事務局から説明を求めます。

事 務 局)

議案書 4 ページをご覧ください。

議案第 39 号「農地法第 5 条の規定による許可について」、農地を農地以外のものにするため、その農地につき所有権を移転し又はその他の権利を設定しようとする農地法第 5 条の規定により、次のとおり申請があったので審議を求める。

令和 2 年 11 月 16 日提出 磐田市農業委員会会長 大箸 千賀子

整理番号 1 番、北部地区、申請地は「大久保■■■■■」、地目畑、面積■■■■■㎡です。使用貸借による権利設定の案件です。

使用貸人は、大久保■■■■■、■■■■■、使用借人は、袋井市山梨■■■■■、■■■■■、転用目的は、分家住宅■棟■■■■■㎡です。

申請人は袋井市内の賃貸住宅に家族で居住しています。住居が手狭になったため、自己用住宅を持ちたく、■■■■■に相談したところ、実家隣接地の当地を貸してもらえることになり、申請するものです。

住宅の規模、配置計画は、適当、資金計画も妥当と思えること。生活排水は、合併浄化槽を介し、雨水とともに北側本家敷地内の排水桝に接続し、西側道路側溝に流すことから、周辺農地への影響は軽微と思えること。

担当農業委員さんからも、特に問題なしとの報告をいただいております。

立地基準は、第1種農地の不許可の例外に当たる、集落のにじみ出しに該当し、■■■■の所有農地の中で比較、検討したところ、営農上の支障が一番少ない土地であることから代替性もなく、許可相当と判断いたします。

次に、整理番号2番、北部地区、申請地は「笠梅■■■■」、地目畑、面積■■■■㎡です。贈与による所有権移転の案件です。

使用貸人は、大久保■■■■、■■■■、使用借人は、海老塚■■■■、■■■■、転用目的は、分家住宅■棟■■■■㎡です。

申請人は市内の賃貸住宅に家族で居住しています。二人目の子供も生まれ、住居が手狭になったため、自己用住宅を持ちたく、■■■■に相談したところ、実家隣接地の当地を譲ってもらえることになり、申請するものです。

住宅の規模、配置計画は、適当、資金計画も妥当と思えること。生活排水は、合併浄化槽を介し西側道路側溝に流し、雨水は集水枠を設置し地下浸透とすることから、周辺農地への影響は軽微と思えること。

担当農業委員さんからも、特に問題なしとの報告をいただいております。

立地基準は、第1種農地の不許可の例外に当たる、集落のにじみ出しに該当し、■■■■の所有農地の中で比較、検討したところ、許可相当と判断いたします。

次に、整理番号3番、東部地区、申請地は「大立野■■■■」、地目田、面積■■■■㎡です。使用貸借による権利設定の案件です。

使用貸人は、大立野■■■■、■■■■、使用借人は、水堀■■■■、■■■■、転用目的は、分家住宅■棟■■■■㎡です。

申請人は、市内の賃貸住宅に家族で居住しています。二人目の子供も生まれる予定であり、住居が手狭になったため、自己用住宅を持ちたく、■■■■に相談したところ、実家隣接地の当地を貸してもらえることになり、申請するものです。

住宅の規模、配置計画は、適当、資金計画も妥当と思えること。生活排水は、合併浄化槽を介し、雨水とともに東側道路側溝に流すことから、周辺農地への影響は、軽微と思えること。

担当農業委員さんからも、特に問題なしとの報告をいただいております。

立地基準は、街区に占める宅地等の面積の割合が40%を越えることから、第3種農地に該当し、許可相当と判断いたします。

次に、整理番号4番、福田地区、申請地は「五十子■■■■」の一部、地目畑、面積■■■■㎡のうち■■■■㎡外■筆、合計面積は■■■■㎡です。賃借権の設定案件で、許可日から■■■■までの一時転用です。

賃借人は、五十子■■■■、■■■■、賃借人は、大原■■■■、■■■■、転用目的は、■■■■資材置場及び積込作業場です。

申請人は、市内に本店住所を生き、建設業を営む法人です。■■■■■■■■のための資材置場として、転用したく、申請するものです。

資材置場等の規模、配置計画は、適当、資金計画も妥当と思えること。周囲をバリエード等で囲い、雨水は、地下浸透、余剰分は南側排水路へ流すことから、周辺農地への影響は、軽微と思えること。

担当農業委員さんからも、特に問題なしとの報告をいただいております。

立地基準は、農用地区域内農地の不許可の例外に当たる、申請に係る農地を仮設工作物の設置その他一時的な利用に供するために行うものであって、当該利用の目的を達成する上で、当該農地を供することが必要と認められるものであり、かつ、農振整備計画に支障を及ぼす恐れのないものであること。工事完了後は、元の農

地に復元し、枝豆を作付けする誓約書も添付されていることから、許可相当と判断いたします。

議案書5ページをご覧ください。

整理番号5番、福田地区、申請地は「五十子■■■■」の一部、地目畑、面積■■■■㎡のうち■■■■㎡、合計面積は■■■■㎡です。賃借権の設定案件で、許可日から■■■■までの一時転用です。

貸貸人は、五十子■■■■、■■■■、賃借人は、大原■■■■、■■■■、■■■■、■■■■、転用目的は、■■■■資材置場、仮設現場事務所■■棟■■■■㎡、仮設トイレ■■棟■■■■㎡です。

申請理由は整理番号4番と同じ■■■■資材置場として、転用したく、申請するものです。

資材置場等の規模、配置計画は、適当、資金計画も妥当と思えること。周囲をバリケード等で囲い、雨水は、地下浸透、余剰分は南側排水路へ流すことから、周辺農地への影響は、軽微と思えること。

担当農業委員さんからも、特に問題なしとの報告をいただいております。

立地基準は、農用地区域内農地の不許可の例外に当たる、申請に係る農地を仮設工作物の設置その他一時的な利用に供するために行うものであって、当該利用の目的を達成する上で、当該農地を供することが必要と認められるものであり、かつ、農振整備計画に支障を及ぼす恐れのないものであること。工事完了後は、元の農地に復元し、枝豆を作付けする誓約書も添付されていることから、許可相当と判断いたします。

次に、整理番号6番、竜洋地区、申請地は「竜洋稗原■■■■」、地目畑、面積■■■■㎡です。使用貸借による権利設定の案件です。

使用貸人は、竜洋稗原■■■■、■■■■、使用借人は、浜松市東区■■■■、■■■■、■■■■、転用目的は、分家住宅■■棟■■■■㎡です。

申請人は、浜松市内の賃貸住宅に家族で居住しています。二人目の子供も生まれ、住居が手狭になったため、自己用住宅を持ちたく、■■■■に相談したところ、実家隣接地の当地を貸してもらえる、申請するものです。

住宅の規模、配置計画は、適当、資金計画も妥当と思えること。生活排水は、南側市道埋設の下水道に放流、雨水は、南側道路側溝に流すことから、周辺農地への影響は、軽微と思えること。

担当農業委員さんからも、特に問題なしとの報告をいただいております。

立地基準は、街区に占める宅地等の面積の割合が40%を越えることから、第3種農地に該当し、許可相当と判断いたします。

次に、整理番号7番 竜洋地区、申請地は「豊岡■■■■」、地目畑、面積■■■■㎡です。売買による所有権移転の案件です。譲渡人は、豊岡■■■■、■■■■、譲受人は、豊岡■■■■、■■■■、転用目的は、普通車■■台、大型自動二輪車■■台分の自己用駐車場、普通車■■台分の来客用駐車場です。

申請人は、申請地西側に居住していますが、駐車場敷地が狭く、駐車スペースが不足していることから、駐車場を確保したく、■■■■に相談したところ、当地を譲ってもらえることになり、申請するものです。

駐車場の規模、配置計画は、適当、資金計画も妥当と思えること。雨水は、地下浸透とすることから、周辺農地への影響は、軽微と思えること。

担当農業委員さんからも、特に問題なしとの報告をいただいております。

立地基準は、相当数の街区を形成している区域であることから、第2種農地に該当し、周辺の同等規模の土地の中で比較、検討したところ、営農上の支障が一番少ない土地であることから代替性もなく、許可相当と判断いたします。

次に、整理番号8番 豊田地区、申請地は「下本郷■■■■」、地目畑、面積■■■■㎡で、雑種地■■■■㎡併用です。賃借権設定の案件です。

賃貸人は、下本郷 []、 []、賃借人は、下本郷 []、 []、 []、転用目的は、トラック []台分の商品搬入用駐車場、普通車 []台分の事業用駐車場、普通車 []台分の従業員用駐車場及び普通車 []台分の来客用駐車場で、砕石敷きです。

申請人は、申請地西側で []を営んでいますが、搬入用及び来客用の駐車場が不足していることから、駐車場を確保したく、所有者に相談したところ、当地を貸してもらえることになり、申請するものです。

駐車場の規模、配置計画は、適当、資金計画も妥当と思えること。雨水は、地下浸透とすることから、周辺農地への影響は、軽微と思えること。

担当農業委員さんからも、特に問題なしとの報告をいただいております。

立地基準は、申請地から概ね []m以内にJR豊田駅があり、その面積に占める当該区域内にある宅地の面積の割合が40%を超える区域であることから、第3種農地に該当し、許可相当と判断いたします。

次に、整理番号9番、豊岡地区、申請地は「上野部 []」、地目畑、面積 [] m^2 です。売買による所有権移転の案件です。

譲渡人は、上野部 []、 []、譲受人は、藤枝市青木 []、 []、転用目的は、 []w太陽光パネル []枚を設置し、発電能力 []kw、設置面積 [] m^2 の太陽光発電施設で、防草シート敷きです。

申請人は、耕作管理が難しい農地の有効活用と、今後の生活の安定のため、当地を譲り受け、太陽光発電施設として転用したく申請するものです。

発電施設の規模、配置計画は適当、資金計画も妥当と思えること。周囲をフェンス及び土堰堤で囲い、雨水は、地下浸透とすることから、周辺農地への影響は、軽微と思えること。雑草が生えた場合は、申請人が年3～4回程度、草刈りを実施する計画です。

担当農業委員さんからも、特に問題なしとの報告をいただいております。

立地基準は、申請地から概ね500m以内に天竜浜名湖鉄道の「上野部駅」があることから、第2種農地に該当し、周辺の同等規模の土地で比較、検討したところ、営農上の支障が一番少ない土地であることから代替性もなく、許可相当と判断いたします。

議案書6ページをご覧ください。

整理番号10番、豊岡地区、申請地は「上野部 []」、地目畑、面積 [] m^2 です。売買による所有権移転の案件です。

譲渡人は、上野部 []、 []、譲受人は、上野部 []、 []、転用目的は、普通車 []台分の自己用駐車場、普通車 []台分の来客用駐車場で、透水性コンクリート敷きです。

申請人は、申請地南側の母屋、離れに家族で居住しています。駐車場が狭く縦列駐車となっていることから使用に大変不便をきたしています。縦列駐車解消のため、土地所有者に相談したところ、当地を譲ってもらえることになり申請するものです。

駐車場の規模、配置計画は、適当、資金計画も妥当と思えること。雨水は、地下浸透とすることから、周辺農地への影響は、軽微と思えること。

担当農業委員さんからも、特に問題なしとの報告をいただいております。

立地基準は、相当数の街区を形成している区域であることから、第2種農地に該当し、周辺の同等規模の土地の中で比較、検討したところ、営農上の支障が一番少ない土地であることから代替性もなく、許可相当と判断いたします。

次に、整理番号11番 豊岡地区、申請地は「掛下 []」、地目畑、面積 [] m^2 外 []筆、合計面積は []

m²で、宅地等 ■■■■■ m²併用です。売買による所有権移転の案件です。

譲渡人は、平松 ■■■■■、■■■■■、譲受人は、掛下 ■■■■■、■■■■■、■■■■■、転用目的は、工場 ■■■■■ 棟 ■■■■■ m²、普通車 ■■■■■ 台分の従業員用駐車場、緑地 ■■■■■ m²及び調整池 ■■■■■ m²が申請地分で、併用地に、既存の工場 ■■■■■ 棟、守衛所 ■■■■■ 棟、自転車置場 ■■■■■ 棟及び普通車 ■■■■■ 台分の駐車場があります。

申請人は、申請地南側の併用地に本店住所を置き、■■■■■を営む法人です。業績が予想を上回る成長をしており、既に生産能力の不足が切迫し、また、新規製品の組み立てや、新規開発製品の生産のための作業場の拡張も必要となったことにより工場棟を新築及び駐車場を確保したく、土地所有者に相談したところ、当地を譲ってもらえることになり、申請するものです。

工場等の規模、配置計画は、適当、資金計画も妥当と思えること。周辺にはフェンスを設置し、雑排水は南側市道埋設の下水道に放流、雨水は、敷地内調整で流量を調整し東側市道を横断し、水路に流すことから周辺農地への影響は、軽微と思えること。

担当農業委員さんからも、特に問題なしとの報告をいただいております。

立地基準は、第1種農地の不許可の例外に当たる、既存敷地の拡張に該当し、代替性となる土地もないことから、許可相当と判断いたします。

以上で、事務局の説明を終わります。

議 長)

地元の委員から、事務局の説明に、何か補足説明はありませんでしょうか。補足のある方は、挙手をお願いします。

(補足説明なし)

それでは、質疑に入ります。発言のある方は、挙手願います。

■番 ■■■委員)

整理番号5番ですが、図面で見るとハウスの形状が表記されている、現状はどうなっているのか。

事務局)

以前はハウスでしたが、現在は撤去されて更地になっています。

議 長)

他に質問もないようですので、採決を取ります。議案第39号「農地法第5条の規定による許可について」の案件につきまして、許可することに賛成の方は、挙手願います。

(挙手多数)

賛成多数ですので、許可することに決定いたします。

次に、議案第40号「農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の決定について【利用権設定】」、を議案として上程します。なお、本審議案件につきまして、■番 ■■■委員は、農業委員会等に関する法律第31条「議事参与の制限」の規定により、この案件に限り、議事参与ができませんので、退席をお願いします。

(退席確認)

それでは、事務局から説明を求めます。

事務局)

議案書7ページをご覧ください。

議案第40号「農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の決定について【利用権設定】、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により、下記、農用地利用集積計画を決定することについて審議を求める。

令和2年11月16日提出 磐田市農業委員会会長 大箸 千賀子

利用権設定分、土地の所在「寺谷 []」、登記簿地目、現況地目ともに畑、面積 []m²外 []筆、合計面積は []m²です。内訳は、田 []筆 []m²、畑 []筆 []m²です。貸付人は、寺谷 []、 []、借受人は、大久保 []、 []です。

今回の利用権設定の案件は、すべて公営社団法人静岡県農業振興公社からの転貸分で、新規の利用権設定の案件です。

農用地利用集積計画の内容は、経営面積・従事日数など、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしています。詳細につきましては、別紙各筆明細のとおりです。なお、明細の貸主名は、令和2年1月1日時点の登記簿の名義人名になっています。

以上で、事務局の説明を終わります。

議長)

地元の委員から、事務局の説明に、何か補足説明は、ありませんでしょうか。補足のある方は、挙手をお願いします。

(補足説明なし)

質問もないようですので、採決を取ります。議案第40号「農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の決定について【利用権設定】」の案件につきまして、承認することに賛成の方は、挙手願います。

(挙手多数)

賛成多数ですので、承認することに決定いたします。

(退出者入室確認)

次に、議案第41号「農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の決定について【利用権移転】」、を議案として上程します。それでは、事務局から説明を求めます。

事務局)

議案書8ページをご覧ください。

議案第41号「農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の決定について【利用権移転】」、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、下記農用地利用集積計画を決定することについて審議を求める。

令和2年11月16日提出 磐田市農業委員会会長 大箸 千賀子

利用権移転分、土地の所在「立野 []」、登記簿、現況地目ともに畑、面積 []m²です。

移転をする者は、豊田 []、 []、移転を受ける者は、豊田 [] 株 [] []です。

すべて遠州中央農業協同組合の転貸分です。借受人の事情等により、耕作者の変更を行うもので、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしています。詳細につきましては、別紙各筆明細のとおりです。

以上で事務局の説明を終わります。

議長)

地元の委員から、事務局の説明に、何か補足説明は、ありませんでしょうか。補足のある方は、挙手をお願いします。

(補足説明なし)

それでは、質疑に入ります。発言のある方は、挙手願います。

(質問、意見なし)

質問もないようですので、採決を取ります。議案第41号「農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の決定について【利用権移転】」の案件につきまして、承認することに賛成の方は、挙手願います。

(挙手多数)

賛成多数ですので、承認することに決定いたします。

以上で、農地法の審議を終了いたします。

続きまして、農業委員会への届出並びに通知が提出されておりますので、報告第35号から報告第38号までを一括して事務局から報告願います。

事務局)

議案書9ページから11ページをご覧ください。

報告第35号「農地法第3条の3第1項の規定による届出について」、このことについて、農地法第3条の3第1項の規定に基づき届出を受理したので報告する。

令和2年11月16日提出 磐田市農業委員会事務局長 川島 光弘

受理番号1番、北部地区、届出地は「匂坂上[]」、地目畑、面積[]m²です。被相続人は、神奈川県横浜市[]、[]、相続人は、富士市鈴木[]、[]を含め、10件の相続の届出を受理しましたので、報告いたします。

議案書12ページをご覧ください。

報告第36号「農地法第4条第1項第8号の規定による農地転用届出について」、このことについて、農地法第4条第1項第8号の規定に基づき届出を受理したので報告する。

令和2年11月16日提出 磐田市農業委員会事務局長 川島 光弘

受理番号1番、東部地区、届出地「新貝[]」、地目畑、面積[]m²、届出者は、新貝[]、[]、転用目的は、長屋住宅を含め3件の届出を受理しましたので、報告いたします。

議案書13ページから14ページをご覧ください。

報告第37号「農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用届出について」、このことについて、農地法第5条第1項第7号の規定に基づき届出を受理したので報告する。

令和2年11月16日提出 磐田市農業委員会事務局長 川島 光弘

受理番号1番、北部地区、届出地は「見付[]」、地目畑、面積[]m²です。譲渡人は、見付[]、[]、譲受人は、浜松市南区[]、[]、[]、転用目的は、敷地拡張を含め、所有権移転の案件5件の届出を受理しましたので、報告いたします。

議案書 15 ページから 16 ページをご覧ください。

報告第 38 号「農地法第 18 条第 6 項の規定による通知について」、農地の賃借権の合意解約がなされ、農地法第 18 条第 6 項の規定による通知があったので、次のとおり報告する。

令和 2 年 11 月 16 日提出 磐田市農業委員会事務局長 川島 光弘

整理番号 1 番、北部地区、土地の所在は「大久保[]」、地目畑、面積[]m²です。賃貸人は、大久保[]、[]、賃借人は、大久保[]、[]、借人の都合（転用）のための解約を含め、5 件の通知を受理しましたので、報告いたします。

なお、整理番号 4 番については取り下げとなっています。

以上で、事務局の説明を終わります。

議 長)

ただいまの報告第 35 号から第 38 号について、ご質問、ご意見等がございましたらお願いします。

(質問、意見なし)

質問、ご意見等は、ないようです。これらは、報告案件でございますので、了解いただきたいと存じます。

以上で、今月の農地法に関する審議案件並びに報告案件の議事を終了いたします。全体を通しまして、ご質問、ご意見等がございましたらお願いします。

[] 番 [] 委員)

4 条、5 条の転用許可の場合、工事着工時期はどのようになっているのか。

事務局)

申請書の中に工事の着工、完了時期が記載されていますので、計画どおりの施工が求められます。また、工事の進捗、完了の報告も求めています。

[] 番 [] 委員)

担当地区で、1 年近く前に許可出ている農地で着工されていない箇所がある。工場の車両が狭い道路に駐車されていて、農業用機械で通行時に不便があるとともに車を傷つけてしまいそうで怖い思いをしている。

事務局)

申請地は、水稻を作付けされており、今年は耕作すると聞いていた、現状を事業所に確認します。

[] 番 [] 委員)

また、別の場所で、転用申請があり工場の拡張を行っている箇所があるが、建物高が想像より高く、農地に影響が出るのではないかと心配になっている。現地調査では、図面だけで詳細は判らない部分もあり、判断が難しい。

事務局ではどのように考えるか。

事務局)

[] の農地転用案件と思います。高さに関しては、計画変更が確かに出た関係で高さが高くなりました。農業をやっていくに当たっての影響が軽微であるということは、総会では皆さんにも説明させていただいた上で、許可されている案件です。

前は、[]の案件と思われます。私も工事着手が遅いなどという認識がありますので確認をして、連絡をさせていただきます。

議 長)

他に質問、ご意見等は、ないでしょうか。

ないようですので以上で、今月の農地法に関する審議案件並びに報告案件の議事を終了いたします。

審議終了（午後6時50分）

協議事項

会 長)

農業委員会の開催時間のアンケートについて協議事項がございます。

現在、総会は午後6時からの開催となっておりますが、平成29年7月の委員改選以前は、総会は14時30分からの開催となっていました。

農地法の改正により、農業委員の過半を認定農業者から選出することが義務付けられたため、日中の作業に支障を来さないよう、夜間の総会開催に変更しました。

しかし、県内他市町村の総会開催状況を確認したところ、総会を午後3時以降に開始しているところは、三島市が午後3時開始、当市の午後6時開催のみとなっております。

そのため、来年度以降、総会の夜間開催を見直すため、総会開催時間につきまして、出席される皆様の御意向を、伺うアンケートをとりたいと思います。

アンケートを配布しますので、本日、提出をお願いします。

[]番 []委員)

来年の3月までは現状どおりで開催するのか。

事務局)

会場の確保の問題もあり、変更する場合は来年3月からと考えています。

[]番 []委員)

見直しの理由を教えてください。

事務局)

静岡県内、東海地区を確認したところ、日中の開催が基本となっていること。夜間の開催は交通事故の危険も増しますので、可能であれば事前審査会を含め月の2回ですので、日中の時間の開催にさせていただきたく提案させていただきました。

[]番 []委員)

日中開催の他市町で、問題は発生していないか。

事務局)

調査は実施していないが、問題なく開催されていると考えている。

■番 ■委員)

以前は、総会が2時間以上かかる場合もあった。また、国の方針で市職員の働き方改革も考えていかなければいけない。

会長)

本日のアンケートの結果を踏まえて、会長、会長代理、市で検討して報告します。

報告事項

ありません。

連絡事項

事務局)

12月の農業委員会の総会開催時間は午後3時30分からとなります。

終了（午後7時15分）

上記のとおり決する。

農業委員会会長

議事録署名人

議事録署名人